

（午前10時30分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）皆さま、おはようございます。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、本市の女性の視点からの防災復興の取組について。

9月1日は防災の日です。全国で自然災害が激甚化、頻発化する中、我が事、我が地域のこととして受け止め、女性の視点から、子ども、高齢者、障がい者など災害弱者に配慮した避難の在り方や、避難所運営、備蓄品、地域の防災、減災のさらなる強化が求められています。

政府は、東日本大震災の当時の避難所に授乳スペースがない、トイレが男女共同、性暴力もあった等の問題は、防災の意思決定の場に女性の参画が少ないことが大きな要因であるとして、女性の声を反映させるべく、昨年5月に内閣府は「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン～」を策定いたしました。

その結果、九州を中心とした昨年7月の豪雨災害では同ガイドラインに沿って、災害対策本部に防災担当や危機管理だけでなく男女共同参画局が加わることによって、避難所での性暴力や性犯罪への意識啓発に取り組むことができ、避難所運営の改善につながりました。

また、令和3年5月25日の中央防災会議に

おいて、女性委員の割合を11%から33%に拡大、防災基本計画の修正において地方防災会議への女性の参画拡大と災害時の性暴力、DV防止に係る取組を追加、中央防災会議幹事会に男女共同参画局長、主事会に男女共同参画局総務課長を追加などが盛り込まれました。

災害対応にあたっては地方自治体の役割が最も重要であり、女性の視点からの防災復興の取組は不可欠です。

具体的な取組として五点、1、防災会議の女性委員の割合を高める。2、地域防災計画に男女共同参画部局の役割を位置づける。3、災害対策本部に男女共同参画部局を配置する。4、防災危機管理部局と連携し、男女共同参画部局との相互支援の仕組みを活用する。5、「災害対応力を強化する女性の視点ガイドライン」の活用を徹底する。ガイドラインの内容に基づき、災害の各段階において市職員がポイントや事例を学び、実践できる実践的学習プログラムの活用などが挙げられています。本市の見解は。

続いて、二つ目は、奨学金を肩代わりする奨学金返還支援制度について。

1、日本学生支援機構によると、返済が必要な貸与奨学金の利用者は2019年度で129万人。大学生1人当たりの平均貸与額は無利子で245万円、有利子で344万円に上り、卒業後に返済する社会人は453万人を超します。

19年度末の延滞者の数は約32万7,000人おり、延滞債権は約5,400億円に上る。延滞の主な理由は家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施され

ています。一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を当該自治体が支援するものです。2020年6月現在、32府県、423市町村が導入しています。地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消する狙いもあります。

自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税措置で支援する枠組みでスタートしましたが、2020年6月には制度が拡充され、市町村については基金設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額（上限あり）まで拡大されました。これは、地域によって企業の数や財政力に差があるため、国が補助割合を引き上げたためです。

若者の他府県への流出に歯止めをかけるためにも制度の活用を検討すべきだと思いますが、本市の見解は。

2、民間企業の奨学金返済支援制度ですが、2021年4月から日本学生支援機構に企業が直接返済できる代理返還制度が新たに開始されました。

以前は、企業が奨学金を返還する場合、社員の給与や賞与に返済分を上乗せして、受け取った社員本人が同機構に支払う仕組みに限られていました。しかし、この手法では上乗せ分が社員の所得の増加分とみなされ、所得税や住民税、社会保険料が大きくなるおそれがありました。

新制度は企業が登録手続きをすれば直接返済分を同機構に送金できるようになったことから、返済分の所得税や住民税、社会保険料は原則かからず、負担を抑えることができます。企業側の利点としては、支援分の金額は損金算入ができるため、法人税の軽減につながります。

制度を利用した企業は同機構のホームページに希望すれば掲載され、求人の宣伝にも活

用できます。制度を導入した企業で、説明会の参加率が増加したといった事例もあります。福利厚生まで確認する意識の高さとリサーチ能力の高い人材の雇用の確保が期待されるので、人事担当者も大きな効果が望めます。

利用企業は中小企業も多く、8月1日現在で119社に上っており、企業PRになるため、制度の利用を継続したいとの声が上がっています。ぜひとも奨学金返還支援を民間企業に実施するメリットの周知と働きかけをすべきだと思いますが、当局の考えは。

以上2項目を私の壇上からの1回目の質問とさせていただきます。ご答弁どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の質問項目1、本市の女性の視点からの防災復興の取組に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（廣畑 浩君）登壇〕

○危機管理監（廣畑 浩君）本市の女性の視点からの防災復興の取組についてお答えします。

議員おただしの具体的な取組として、まず、一点目の、防災会議の女性委員の割合を高めることについては、令和3年度の橋本市防災会議の総員数は46人であり、そのうち女性委員は5人で、割合は10.9%となっています。令和2年度の和歌山県内8市の状況を見ますと、女性委員は0人から8人で、割合は0%から23.3%となっています。

本市の委員構成は橋本市防災会議条例で定めており、婦人防火クラブ連絡協議会や女性会議といった女性で構成される団体から委員を委嘱することで、女性委員の登用に努めています。

次に、二点目の、地域防災計画への男女共同参画部局の役割の位置づけ、三点目の、災害対策本部への男女共同参画部局の配置、四

点目の、防災危機管理部局と連携し、男女共同参画部局との相互支援の仕組みの活用について、併せてお答えします。

男女共同参画の担当である総合政策部長を地域防災計画の策定に係る防災会議の委員及び災害対策本部の本部員に充てており、市の防災・災害対策において、防災部局と男女共同参画部局は常に連携を図っています。

五点目の、「災害対応力を強化する女性の視点ガイドライン」の活用の徹底については、平常時から女性視点での災害対応に関する知識・経験があれば災害時の適切な支援につながるため、人権・男女共同推進室と連携して、同ガイドラインを踏まえた災害対応の研修や訓練の開催を検討します。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

まずは、モニターをご覧ください。これは内閣府男女共同参画局が作成した資料に基づいて、取組の促進のために出した資料でございます。それに基づいて質問させていただきます。

まず、なぜ防災復興に女性の視点が必要かということ、10年前の東日本大震災における教訓にそれは基づいております。当時は災害対応での現場で多くの女性が活躍したのですけれども、防災の復興に係る意思決定の場で女性の参画の割合が低かったということで、なかなか女性の意見が反映されなかったということがありました。

そして、災害対応において、女性のニーズの違いがたくさんあります。左のグラフで見させていただきますと、グレーの部分がたくさん女性の意見が反映されているもので、主なものに、生理用品とか、おりもの用ライナーと

か、粉ミルク、哺乳瓶、四角で囲まれているおむつとか、離乳食なんかのニーズがその当時はすごく少なくて困ったというような現状がありました。

そして、右の部分を見ていただきたいんですけれども、女性が抱えた困難の声ということで、「避難所で夜になると男の人が毛布の中に入ってくる。周りの女性も、若いから仕方ないねと見て見ぬふりをして助けてくれない」（20代女性）とか「市の窓口に女の人はいなかったにいなかった。男性が配ったり、周囲に男性がたくさんいる中で支援物資の生理用品を受け取りに行くのがとても恥ずかしかった」（10代女性）、「DVで離婚調停中の夫が避難所に探しに来て気持ちが落ち着かなかった」とか「避難所の中で女性の立場の弱い人々が要望を出したり発言するのがとても難しかった」というような実情がありました。

その声を受けまして、国のほうでも昨年5月に「災害対応を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン～」というのが策定されまして、その年の7月に豪雨がありました熊本の、そこでも、先ほども申しましたけれども、そういう人権的なことでそういうことが推進されたということがありました。

そして、令和3年には、5月25日ですけれども、中央防災会議において、女性の割合がそれまで11%でしたが、33%に拡大されました。そして、防災計画の修正については地方防災会議の女性の参画を拡大するということ、災害時の性暴力・DV防止に係る取組をそこに盛り込んだ。赤で書いているところでございます。

本市は10.9%ということで、5人参加されているということで、この図は、右の表は10%以上の自治体が赤のラインです。青いのが0%、女性が全然いないところということで、

特徴としては、ブルーシートとか、プライバシーをするところの簡易間仕切り、それと、仮設トイレ（洋式）、生理用品であったりおむつであったり、小児用のアレルギー対応とか、その他いろいろ、介護食とかそういうところも突出しているようなところですよ。これは男性が見落としがちなニーズに対応できているということで、そういったデータも出ております。

先ほど申しました、昨年5月に策定された「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン～」ということで、すごい分厚いというか、こんな冊子なんですけれども、私もダウンロードいたしましたら、かなり分厚くなりました。

これは具体的に、1部では七つのそういう基本方針というのがありまして、2部には段階ごとに取り組むべき事項ということで、今回は避難生活とかそういったところを重点的に聞きたいなというふうに思っています。3部には、災害時に現場ですぐに活用できるチェックシートとかもついています。

ちょっとだけ紹介しますと、これはだから、避難生活のところで配慮すべき内容とかであったり、もう本当に具体的に、図とかいろいろ写真も入って、その場その場の環境であったりというところで、そういう指針が書いてあります。その第3部に載っています避難所チェックシートもチェック項目がちゃんとついているようなやつで、切り取ったら使えるというようなものが載っていました。

災害対応力を強化する女性の視点の実践的学習プログラムというのもここには掲載されていて、具体的に研修なんかで活用できるような内容も盛り込まれています。この1冊があれば、なかなか本当にガイドラインになるんだなということが分かりました。

ちょっと長くなりましたけども、これでモニターは終わります。

そこで、まず、橋本市の防災会議の女性委員は現在5名ということですがけれども、国では25年までに30%、市町村においては、まずは15%、段階的に30%を目標に掲げていってほしいというような指針が出ておりますけれども、本市についてはどうでしょうか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）おただしの3割程度という指標なんですけれども、今現状でいいますと、端的に言いますと、かなり難しいということになるろうかと思えます。

例えば平成20年度、ちょっと前の話なんですけれども、全国知事会が各都道府県に対して、「女性地域住民から見た防災施策の在り方に関する調査」というものが行われておまして、全47都道府県からの意見としまして、委員に関しましては、法律で職指定がされているため女性委員の就任が難しいと、こういう回答が出ております。

先ほど委員から質問がございましたけれども、その後、東北の震災の関係もあって、反省の点から平成24年度に災害対策法が一部改正されまして、委員の選任につきまして、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者という項目が一つ追加された程度でございまして、かなり法律で職指定がございまして、委員の選任自体が非常に融通が利かないというか、難しい現状はございます。

ただ、意見としましては、難しいのは難しいんですけども、いろいろこちらで選任する部分で若干の工夫は今後できるようには思っています。していきたいと思えますが、3割というのはしばらく時間がかかるというふうな認識を持っております。

ただ、委員の意見を吸い上げるというスタンスが一番重要で、何割がいいとかというよ

りは、より多くの幅広い女性の視点に立った意見を吸い上げて、それを現場でいかに活用していくか、仕組みとかあるいは意識づけ、こういったことが必要、重要だというふうな認識をしております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）なかなか、規定があるということで、私もちょっと調べましたところ、災害対策基本法の第15条第5項の規定で、充て職が決まっているということで、1号から8号までであるということでしたけれども、橋本市は46人ということで、定数は50人というふうに聞いています。

あと4人、何とか女性を充てていただくといいですか、かなり橋本市たくさん、46人という数も多いというふうに伺っていますが、その点はすごく、たくさんの方が中に入っているということで意見が反映されやすいということもありますが、私が調べたところによりますと、長にこだわらないということもありまして、副の役職の方というのは結構女性の方も多いうことで、そういった方をあと4人という枠に登用の努力をしていただければというふうに思います。その点はいかがでしょう。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）選任にあたりましては、ほとんどの場合、団体から長とか代表の方ということが実際でございます。そういったところを、工夫といいますか、いろんな、割合の高いところもいろいろ調べたところがございますので、そういったところをちょっと研究させていただいて、どういう形で選任していったらいいのかということは今後工夫して考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）よろしく願いいたし

ます。

限界4人という形になってくるかと思うんですけれども、それでは15%以上にはなってくるかなど。数ではないということは分かっています。先ほど危機管理監もおっしゃったように、女性の意見が反映されるようにということなので、どうしても30%は絶対無理かなというふうに思いますので、それが無理でしたら、例えば民生委員児童委員協議会とか母子保健推進委員会とかのところで防災の視点について女性からの意見を吸い上げて、それをそういう会議で反映させていただくというようなこともできるのかなというふうに考えますが、その点はいかがですか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）今、例えばということで幾つか団体を挙げていただきましたけれども、そういったところもメンバーに加えるということも一つあるかと思えます。

ただ、メンバーに加えても分母が増えますので、割合という面にはそのまま直結しませんので、人数を増やすということは可能かなというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。その努力をしていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど1回目の質問のときに、五点、今回質問させていただくということでしたけれども、答弁によりますと、2番目、3番目、4番目ということの答弁は頂きましたとおり、橋本市は機構上、縦割りじゃなくて、常に総合政策部局の中に危機管理室と人権・男女共同推進室があって、常日頃から連携が取れているということで、もう既に相互支援の体制があるということで、女性の視点からの防災復興への取組が他市よりもスムーズに促進されるということが分かりました。

しかし、あくまでも現場第一、災害時にどれだけ実践的に行動できるかは平時の備えが大切であるということから、橋本市の現状を具体的に質問していきたいと思っておりますけれども、先ほど見ていただいたデータによりますと、女性が10%を超える自治体は女性がゼロの自治体と比べると、女性のニーズに応える備蓄品が多いということでした。

本市は10.9%ということで、まず、女性の視点を生かした特徴的な備蓄品について、本市の状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）この春から私も危機管理監を拝命いたしまして、その配下に危機管理室長、今回、女性を座らせております。

今まであまり、備蓄品と一言で言っても多種多様、幅広くございまして、その中で特に今回質問いただいております女性目線での備蓄品については、ちょっとやっぱり偏りがあるといえますか、配慮がちょっと足らん部分も大いにありまして、今いろいろ幅広く見直しをしているところでございます。

そういう中で、現状になるんですけれども、一部紹介いたしますと、女性用品としましては4万2,700枚ほどございます。それから、粉ミルク、あるいはアレルギー対応の粉ミルク、そういったものを用意しております。

それから、マンホールトイレであったりとかボックス型の簡易トイレ、段ボール製のようなもの、それから、トイレの凝固処理剤のセット物ですけど、こういったものも1,190セットというふうなこともございます。

それから、先ほどご紹介いただきましたブルーシート、こういったものも514枚。パーティションといたしまして段ボールの仕切りですけど、こういったもので授乳スペースをつくることもできますし、ワンタッチでパーティ

ションを作れるようなもの、そういったものも77組ございます。

それから、おむつ用品というのがありますけれども、成人のものでしたら4,939枚、実にして8割程度の目標に対する装備を兼ねております。そういったところでございます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

まだ全備蓄品はそろってはいないかとは思いますが、方向性として、先ほど見ていただいたところにもあったんですけれども、生理用品の中におりもの用ライナーというのがあったんです。災害時はなかなか着替えというか、下着自体を取り替えられないということもありますし、現場ではおりもの用ライナー、女性じゃないとちょっと分かりにくいかと思うんですけども、薄型の、取り替えたりすることでちょっと清潔が保たれるようなおりもの用ライナーというのが重宝したということで、今後、おりもの用ライナーを備えるというような計画と、あともう一点、アレルギー対応食ということで、最近アレルギーが結構増えているんですけれども、その点はどんなものですか。その二点、よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）ご指摘にありましたおりもの用ライナーの把握というものは、今、現時点で備えはございませんので、室内でそういった必要性についてはちょっと考えていきたいというふうに思います。

あと、それから、アレルギー食に関してですけれども、アルファ化米ということになるんですけれども、1万8,000食ほどの用意はしております。

以上です。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）アレルギー対応もちや

んと用意していただいているということで、あとおりもの用ライナーは特に頑張ってお蓄していただきたいと思います。

それでは、女性の視点に立った取組の具体例ということで、先ほどいろいろ避難生活のことで見ていただきましたけれども、女性の視点に立った取組の具体例というのは、橋本市はありますか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）女性の視点に立った取組としまして、大々的に言えるようなことというのは特にやっていないんですけど、今現在、拠点避難所は43か所ございまして、この避難所ごとの個別の避難所の運営マニュアルというものをつくるべく、私ども職員と自主防災会、それから施設の管理者、場合によっては避難所運営にあたる市の職員、3者ないし4者で現場を個々に点検いたしまして、例えば、受付場所をどこにするとか、要配慮者をどこへ、別に部屋を用意させていただく、授乳スペースはどこにしようかというふうな具体的な現場個々のマニュアルをつくるべく、1か所当たり数回、現場で打合せをするというふうなことをしております。特に、女性の着替えスペースであったりとか授乳のそういった配慮ということについて、子どもや女性のニーズに即した現場の運営を考えていきたいということで取り組んでおる次第でございます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。避難所運営マニュアルの作成にあたって、43か所ということで1か所ずつ、それぞれの地域のいろいろ実情が違ってくるかと思うんですけども、その実情に沿って現場の声を生かしたきめ細やかなマニュアルづくりを頑張らせていただいていることと思います。

なかなか女性の目線だという意見を、これ

から作成するということですので、そこをしっかりと盛り込んでいただいて、マニュアルづくり、期待したいと思っています。

続いて、災害時、現場の自主防災組織の管理責任者についてお伺いします。人数や人選について取決めはありますか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）現場でどういう形で運営していただくかというのは、どちらかといいますと住民主体で物事を決めていただく、民主的な運営ということを念頭に置いております。市であんまりどうこうということよりは、主体を住民にお任せしたいというふうなことを考えておりますので、現場での組織をどうしていくとか、リーダーは誰にするとか、そういったことにつきましても自主防災会のほうに主体を取っていただいて決めていくという形が望ましいのではないかなど、そういう考え方をしております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）もちろん住民主体で、そちらで決めていただくということで、それが一番すっきりした形かと思っておりますけれども、女性の視点を、女性の意見とかを反映していくという意味においては、管理責任者、その現場の自主防災会の組織の中で、例えばだいたい男性の方がリーダーになるかと思うんですけども、両方の目線というか、意思決定できるためには現場にやっぱり女性というのが必要なというふうに思いますので、取決めとして、一応そこだけでも男性と女性、リーダーと副リーダーみたいな形で配置するというようなことを、進言といいますか決めていただいておけば、ちゃんと配慮して反映されるのではないかなというふうに思います。

例えば、うちの新興住宅なんですけれども、そういうところでは、なかなか決めるときに女性が手を挙げてみたいなことというのは難

しいというか、住民のつながりがそんなになかったりする場合はだいたいマニュアルというか規約に基づいてみんな決めると思うんです、2人とか、そういう形で。なので、その点ちょっと配慮していただくというようなことはどうでしょうか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）先ほどと同じような回答になるんですけれども、今、避難所を個々に巡る中で、特に自主防災会の方々を中心に物事を決めていただくつもりで回っております。そのマニュアル、今現状、市の統一的なマニュアルにもありますし、個々のマニュアルの中にも、女性の意見をちゃんと吸い上げられる、例えば、今おっしゃったような副班長とか、リーダー格に女性を何らかの形で入れていただく、積極的に参入していただくということを明記しております。

そういったことも含めて、現場で個々にお話をさせていただく中で、そういった意識を醸成するといいますか、定着させるというか、そういったことに主点は置いて取り組んでおるような次第でございます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。マニュアル作成のところにそういう女性の視点を入れていくということで、どうかお願いしたいと思います。

続きまして、災害時の性暴力、DV防止に係る取組についてですけれども、橋本市の状況、具体的にはどんな取組を考えておられますか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）DVとか、先ほどありました避難所でのセクハラ的な行為というのもの、その震災の報告を見てクローズアップされたところですよ。

本市におきまして、あまりこの長期にわた

る避難という経験がございません。風水害がこれまでの主な経験で、一晩、二晩という短時間のものでありましたので、あまりそういった視点に立ったルール化といいますか、そういったことは残念ながらちょっとまだ及んでいないというのが実情でございます。

今、先ほどから言っておりますマニュアルづくりにおきまして、そういった視点をきちんと取り込んでルール化していくということは非常に、転ばぬ先のつえじゃないですけども、先行して物事を捉えていくということが大事かなと、そういうことで考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）先ほど見ていただきましたガイドラインの中に、いろいろ取組が、具体的な紹介が載っておりました。さっき、ぱっと送っていただけやったんですけれども、一つずついろいろ、みんなの意見箱を設けるとか、巡回していくのに女性の更衣室とかは女の人だけが行くとか、いろいろな細かい点までそのガイドラインには載っております。

相談のポスターであったり、長期に及ぶ、そんなないほうがいいに決まっているんですけれども、やっぱりそうなった場合、そういう、ポスターであったり相談窓口、そういう体制をつくっておくとかというようなこともある程度考えていただいておりますので、またそのガイドラインを参考に、よろしく願いいたします。

続いて、平時に女性の視点からの防災についての理解を促進するために何か取組をされていますか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）主立った取組、積極的なところというのは今の現時点できておりません。今後の私どもの考えておると

ころは、女性の多い職場、事業所、そういったところに出前講座といますか、そういった形で乗り込んで行って、研修なりをしていただく機会を設けていただく。そういった中で女性視点の重要性というものを訴えていきたい。

できれば自主防災の方々にもそういったところと一緒にいただけたらいいかなと。そういった方から女性視点の重要性というものを訴えていただくほうが、広く住民に定着するんじゃないかなと、そんなふうに考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）今おっしゃったような避難所の研修会みたいな形で、女性の多い職場に乗り込んで行って、そういう防災の知識を得られるようなことをするというところで、ちらっと聞いたんですけども、きいちゃんの災害避難ゲームとかというのがあるということで、やっぱり楽しみながら実際に体験して、そういう防災の意識を高めていくというようなことができるということで、草の根的に、やっぱり女性の、そういうほんまにたくさんの職場のところに行ってもらって、市民一人ひとりが防災について考えるよい機会をつくっていただければなというふうに思います。

現在、コロナ禍で開催に制限もあるかと思えますけれども、できるだけたくさんの団体に創意工夫して開催していただき、意識革命といいますか、女性の防災リーダー的な、そういう方の育成につなげて行ってほしいと思います。

最後に、防災基本計画、第3次男女共同参画基本計画には、そういう女性の目線ということが明記はされていたんですけども、それにもかかわらず東日本大震災のときには対応できていなかったという、その頃からそういうことはあったんですけども、平時の備え

として机上の空論にならないためにも、また、女性だけじゃなくて現場にいらっしゃる男性の方が女性の視点からの防災について理解を進めるために、人権・男女共同推進室として、職員とか市民に対して具体的な取組とかが必要かなというふうに思っていますが、どういった取組、例えば研修とかそういったものですけれども、そういうことの予定なんかはありますでしょうか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）基本的に、今、第2次の男女共同参画計画を実行中なんですけども、今年度末に第3次の計画というのが策定される予定をしています。

おっしゃられたように、今の計画というのはもう10年前ということで、東日本大震災の課題というのも反映されていないところでもございますので、女性の視点に立った、女性のニーズを尊重した、そういう計画に、審議会のほうに提案をしていきたいというふうに思っています。

その計画の中で、当然、研修というものの実施というようなこともうたわれることになると思いますので、それに基づいて、国のほうでそういうアドバイザーの派遣事業というものもあると聞いておりますので、あるいは、和歌山県にも男女共同参画センターですか、そこにも登録されている方もおられますので、そういった講師をお招きして、議員おっしゃるいわゆるガイドライン、これに基づいた研修会をしていけたらというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。これからも災害に遭わないことが一番ですけれども、もしものときに備えて、これからも「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン

～」、十分にこれを活用していただきまして、市民の安心安全な暮らしを守る橋本市をめざしていただけることを要望いたしまして、一つ目の質問を終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、奨学金を肩代わりする奨学金返還支援制度に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）奨学金を肩代わりする奨学金返還支援制度についてお答えします。

自治体が肩代わりする制度は、令和2年6月1日付で総務省自治財務局長より都道府県知事及び指定都市市長宛てに通知のあった「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱について」に基づくものです。

制度としては、まち・ひと・しごと創生法に規定されている総合戦略として位置づけられた取組である必要があり、県と対象者が重複しないよう、県の地方版総合戦略との整合性を図ることも求められています。

支援対象者の要件は市町村で決めることとなりますが、高校等程度以上の学種の学生・生徒を対象とすること、卒業後の居住地域を当該市町村の区域内とすることと居住期間を定めることは必須となります。

また、市町村が奨学金返還支援及び制度の周知・広報のために要した経費は特別交付税措置の対象となりますが、措置率は0.5となります。

本市においても、大学進学を機に多くの若者が市外へ転出する状況が続いているとともに、誘致企業をはじめとする市内企業でも人手不足が懸念されていることから、本市の地方版総合戦略との整合性もありますが、制度について調査と検討を進めてまいります。

二点目におただしの、民間企業の奨学金返

還支援制度の周知と働きかけについてですが、企業側としての制度のメリット、デメリットを見極めた上で取り組んでいただけるよう、本市が就職支援等で関係する企業等に働きかけを行ってまいります。

若者が希望する職業に就くことができ、その上で、これらの制度を利用して本市への定住が促進されるよう、就職支援等、既存の取組とも複合的に取り組んでまいります。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）まず、和歌山県及び県内各市の整備状況を把握されていますか。目的も含め、特徴的なことがあれば教えてください。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）お答えさせていただきます。

県内の奨学金返還支援制度の状況については、和歌山県、それから、和歌山市、紀の川市及び有田市にございます。

和歌山県の制度は、和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度というふうに呼ばれておりまして、県内の製造業や情報通信業の将来の担い手となる若手中核人材の確保を強化するために、対象企業に研究開発職・技術職として採用され、なおかつ3年間勤務した者に対して、奨学金の返還金を最大100万円助成する制度です。

あと、和歌山市につきましては、学生等の市外への流出や市内産業を担う人材の確保といった課題を解決するために、市内の医療や老人福祉、介護分野などの企業に専門的な職種で就職して3年間定着した場合に、最大150万円を企業と市が連携して奨学金の返還を支援する制度となっています。直近の実績では5名ということですが。

紀の川市の制度はほかと少し違いまして、紀の川市に定住するということが条件となります。あと、市内の定住等を条件に、30歳未満の方に返還額の2分の1で12万円を年間上限に支援しているということです。直近では15名になります。

有田市の制度は、市内に住み、就業または起業している30歳未満の人に年間上限12万円。さらに市内で3年継続して就業・起業すると、20万円を上限に支援を行っています。特徴として、農業や漁業も対象になるということで、直近では7名ということになっています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。状況、県と市が三つということ。

大学の学費は年々高くなっていて、奨学金を利用する人も、借りる人も増えています。私学とか専門学校とかの学費に加えて、自宅から通えないとか、下宿代、生活費なども加算しますと、相当な金額の負担になります。とても家計のやりくりのみでは厳しくて、奨学金を借りている家庭がほとんどではないかと思えます。

親世代が就職氷河期世代というようなこととかも考えますと、就職したてのときは給料も低くて、年金や保険料の支払いもあります。貯金もままならず、たとえ半分でも月々の奨学金返済を肩代わりしていただけたら助かる若者が多くいます。奨学金返済に苦しんで自己破産に陥っているケースも出ていることから、この制度が創設されたと思えます。

奨学金返還支援制度を導入することができれば、橋本市においても若者の移住・定住促進につながり、企業誘致も進んできておりますので、若者の人材確保という点においてもメリットにつながると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まずは、若者にとって魅力のある企業が本市に多くなるということが大事だというふうに思っています。

そういった中で、企業誘致施策をしっかりと進めるという、まずの条件があるんですが、若者と企業がうまくマッチングするということは若者にとっても非常に大事な上で、その延長の中にこういった支援策があれば、企業にとっても人手不足が懸念される中に人材確保できるというようなメリットがあるのではないかというふうに考えます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

メリットがあるというふうにお答えいただきまして、それでは、条件があるのかなというふうに思います。地方創生総合戦略を検討する際に、この制度について検討されたことは今までありましたか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）経済推進部では、現在の地方創生総合戦略を策定する際には検討は行っていませんでした。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）今後、こういう制度があるということで検討していただければと思います。今後、総合戦略の一つと位置づけることは可能でしょうか。そのための手続きを教えてください。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）位置づけは可能だと思っております。事務手続き的には、壇上から経済推進部長がお答えさせていただきましたとおり、調査研究をして、その上で、まず必要であるということであれば、所管課のほうから政策企画課のほうへその旨の要望というか協議をしていくと。そして、最終的には審議会というのがございますので、橋本創生総合戦略審議会に諮った上で決定していくと

というような事務の流れになります。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）手続きの方法が分かりました。

総合戦略を位置づけるために、続いて、財源的なことはいかがですか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）総合戦略に位置づけた場合の地方創生推進交付金の対象になるんですけども、これは個人給付になりますので、その対象にはなりません。

ですから、最初に答弁いたしましたように特別交付税措置での0.5の交付というのが財源としては考えられるところです。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）0.5ということで、財源としてはそれを、残りの0.5を橋本市が負担するというようになってくるかと思えます。

先ほど総合政策部長もおっしゃっていただきましたけども、担当課がしっかりとこの制度について調査研究する中で、市として導入するメリットがあるというふうに判断された場合は導入に向けて具体的に進めていくことになりますよね。そういった考えはお持ちでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）先ほどもお答えさせていただきましたが、先進的に導入されている自治体において、いろんな情報を収集しております。

そもそも奨学金をもらっている方が、和歌山県、それから橋本市、どれくらいおられるのかというところを問合せをしたんですが、なかなかそういった情報が発信されておられませんでしたし、提供もされませんでした。

そういったことから、県外からももちろん来ていただくというようなことになりますので、母数をつかむとかそういったところに時

間を要することになります。メリットがあると判断ができた場合には、しっかりと担当課を通じて要望していきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。どれぐらいの方が奨学金を受けているかというのは、個人情報もありますし、分からないということはあるかとは思いますが、少なくとも何人かは、皆さん、他市でもそういう制度を利用している方がいらっしゃると思いますので、1人でも多くの方が導入できるように、その制度を導入するような方向にしていきたいと思えます。

もしも制度を導入するようになった場合は、和歌山市のように介護人材の確保のために、いろいろ、社会福祉法人とかも私も調べたんですけども、医療法人が募集して、募金を募って財源にするとかということで、市単独で財源の確保が難しかったらそういう民間と連携して、知恵を絞っていただいて、本市独自の施策もできるのではないかなというふうに思っています。

支援対象についても、財源の関係もあるかなとは思いますが、一旦他府県で就職した既卒者でも、職場が肌に合わへんかってUターン就職した場合なんかは対象にしていただけたりとかしたら本当にありがたいかなというふうに思えます。

定住する若者が増えて、その後の、自然豊かな橋本市で結婚して、たくさん子どもを産んで、のびのび子育てしていただければ、若者の県外流出に歯止めをかけて、人口減少も緩やかになって、税収のアップにもつながるのではないかなというふうに思えます。

これから後、手続きを進めて、総合戦略の位置づけを積極的に盛り込んでいただいて、制度導入の要件を満たしたときには、これか

らの橋本市を担う若者の負担を軽減し、1人でも多くの人材を確保して、この制度をぜひ導入していただけるように念願して、一つ目は終わります。

続きまして、民間企業への周知というところなんですけれども、具体的な周知方法というのは考えておられますか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）先ほど壇上でお答えさせていただいたとおり、まだまだ企業が活用しているという状況ではありません。そういった中で、商工団体その他、いろんなチラシ等を活用しながら、橋本で働こうという、登録企業などへの情報提供、それから、就職フェア等に参加していただいています企業への資料配布などを考えていきたいというふうに思います。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。市の要件というか、なかなか近々には導入が難しい、調査研究ということなので難しいと思いますので、せめて企業への周知ということで、企業誘致、企業に売り込んでいって、営業ばんばん意気込みで行っていただいているかと思えますけれども、それと同じぐらいの熱量で、積極的に導入に踏み切ってもらえるように営業を頑張っていただきたいというふうに思います。

続いて、企業の最近の状況というのはどうでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）日本学生支援機構という機関があります。そちらに問合せをさせていただきましたら、市町村別の参加企業数というのは企業側との取決めで、示すことが、情報提供することはできないということでしたが、全体的な数でいいますと、9月1日現在では全国で148社の参加企業があ

るというふうに説明がありました。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）私が調べましたら、8月1日現在では119社でしたので、1か月で約30、29ですけども増えています。手を挙げる企業が多いということで、どんどん積極的に周知活動を展開していただいて、若者の負担軽減と企業の人材確保を推し進めていただきますことを要望いたしまして、二つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の一般質問は終わりました。

この際、11時40分まで休憩いたします。

（午前11時28分 休憩）